附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号の規定は、平成三十年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十九年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第七百十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成三十年三月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
（削る）	（略）	国産農産物消費拡大対策地方公共団体事業費補助金	（略）
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）		農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一　海外需要創出等支援対策事業に係るもの（品目別等輸出促進対策事業のうち産地と連携した販売促進支援に係るものに限る。）		一　輸出に取り組む事業者向け対策事業に係るもの（地域規模団体に係るものに限る。）	
二　輸出環境整備推進事業に係るもの（国際的認証資格取得等支援事業に係るものに限る。）		二　茶輸出特別支援事業に係るもの	
（略）		（略）	
（削る）		農地集積・集約化対策推進交付金	
農業水利施設保全管理整備交付金		（新設）	
国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）		国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（全国推進事業、全国的な支援体制の整備事業、導入効果の分析・周知による農業ＩＣＴの普及促進事業、農作業安全総合対策推進事業、地鶏等生産振興推進事業及びいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業に係るものを除く。）		一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（農作業安全総合対策推進事業、薬用作物産地支援体制整備事業、地域特産作物産地確立支援事業、全国推進事業、地鶏等生産振興推進事業及びいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業に係るものを除く。）	
（削る）		二　新しい野菜産地づくり支援事業推進費補助金（地区推進事業に係るものに限る。）	
（削る）		三　茶改植等支援事業推進費補助金	
（略）		四　（略）	
（削る）		五　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（優良遺伝資源の活用及びステップアップ情報に必要な生産性データの収集に係るものに限る。）	
三　（略）		六　（略）	
（削る）		七　甘味資源作物生産性向上緊急対策事業費補助金	
四　農業生産工程管理推進事業費補助金（日本版畜産ＧＡＰ指導推進支援事業のうち事業実施主体が都道府県又は市町村の場合に限る。）		（新設）	